

Ⅱ これからの児童委員活動の重点

全国児童委員活動強化推進方策 2017

全国民生委員児童委員連合会(以下、全民児連)では、昭和42年の民生委員制度創設50周年以後、10年ごとに「活動強化方策」を策定し、向こう10年間の委員活動、民児協活動の方向性や重点課題を示してきました。そして制度創設100周年を迎えた昨(平成29)年、「地域のつながり、地域力の強化」、「さまざまな課題を抱えた人びとの支援」、「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく」の3項目を今後の活動の重点とした「100周年活動強化方策」(以下、「100周年方策」)を策定しました。

また、全民児連では、子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化、深刻化するなか、児童委員活動への期待の高まりを受け、平成12年以後、「全国児童委員活動強化推進方策」(以下、「児童委員方策」)を継続して策定し、時々の社会状況、子どもや子育て家庭を取り巻く課題等を踏まえた活動の方向性等を提示してきました。児童委員方策は、委員活動や民児協活動全体を対象とした活動強化方策を補完し、とくに児童委員活動の積極的な推進のための重点事項等を示しています。

昨(平成29)年11月には、新たに平成29年12月からの10年間を取り組み期間とする「児童委員制度創設70周年 全国児童委員活動強化推進方策2017」(以下、「児童委員方策2017」)を策定しました。

この児童委員方策2017は、3部構成となっています。

第1部では、児童委員制度の創設から今日までの70年間の振り返り、児童委員活動に期待されてきたものや、これまでの児童委員活動の実践等を整理するとともに、民生委員が児童委員を兼ねる意義を解説しています。

第2部では、児童委員活動の現状を紹介するとともに、児童委員として、また民児協として子ども・子育て支援活動を進めるにあたっての課題、さらにこれまでの児童委員方策について整理しています。

そのうえで、第3部において、これからの児童委員活動に期待されることや今後の児童委員活動の重点を示しています。とくに、今後10年間の活動においては、4項目の重点、①子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる、②子育て、子育てを応援する地域づくりを進める、③課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える、④児童委員制度やその活動への理解を促進する、を掲げ、全国の民生委員・児童委員、民児協関係者がその力を合わせ、取り組んでいくことを呼びかけています。

本書では、この児童委員方策2017について、紙幅との関係から、第1部、第2部については抜粋して掲載し、第3部の活動の「重点」については具体的な取り組み事例を交えて紹介するとともに、児童委員活動を進めるうえで参考となる地域の資源を紹介します。

新たな児童委員活動強化推進方策への期待

明治学院大学 学長 松原 康雄

子どもは、次代を担う存在として、家族と共に、地域の支えを得て、それぞれの個性に応じた成長発達を実現していく権利主体です。しかし、このような育ちが保障されていない状況が続いてきているのも事実です。貧困や虐待など権利侵害に直面している子どもも少なくありません。児童委員は、児童福祉法成立と同時に民生委員が兼任し、その時代に応じた子どもや家族のニーズを代弁し、共に課題解決に取り組んできました。この間、平成6年1月には、児童委員活動の充実・活性化を目的に、主任児童委員制度も創設されています。児童委員、主任児童委員は、地域住民として、そして地域住民や行政、福祉分野のみならず関係分野との協働のなかで子どもや家族を支えてきました。平成29年は、児童委員制度創設70周年でした。長期にわたって多様な活動がなされてきたことも評価できるところです。

平成12年には、「全国児童委員活動強化推進方策」が策定され、時宜に応じた見直しもなされ、有意義な活動が展開されてきました。児童委員制度創設70周年を迎えて、今回新たに策定されたのが、「全国児童委員活動強化推進方策2017～子どもの笑顔と未来のために～」です。この方策では、児童委員活動について4つの重点をあげています。すなわち、①子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる、②子育て、子育てを応援する地域づくりを進める、③課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える、④児童委員制度やその活動への理解を促進する、の4点です。

児童委員活動は、個別対応事例のみならず、関係機関・施設とのネットワーク構築や地域住民との協働など、多くの実績を残してきました。この実績を継承維持するとともに、新たな活動を地域の実情に応じて創り出していくことが期待されます。一方、まだまだ児童委員は地域の認知が十分ではないという課題も存在します。児童委員活動に関する周知活動は、その活動を通じて、親子への支援や地域における子育て支援の風土をつくり上げていくことにもつながります。

子どもが豊かに育つことができる地域、子育てが多くの人々の支えによって充実して行なえる地域は、すべての地域住民にとって生活しやすい地域であると思います。児童委員活動がこのような地域づくりに貢献していくことが期待されています。

1. 児童委員制度創設 70 周年を迎えて

(1) 70 年を振り返って (略)

(2) 民生委員が児童委員を兼ねる意義

○民生委員が児童委員を兼ねる意義としては、大きく以下の点があげられます。

ア) 家庭全体への関わりを可能とする

- ・子どもが抱える課題は家庭状況が反映したものが多く、家庭全体への支援なくしては、課題解決は困難といえます。そして、支援を進めるためには、子どもやその家庭を取り巻く関係機関等との連携が不可欠です。こうした幅広い関係者との連携・協働体制の構築においては、児童福祉を任務とする児童委員の立場だけでは困難な面があり、地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたる民生委員でもあるからこそ可能といえます。

イ) 児童委員に対する認知、信頼

- ・児童委員への期待が高まる一方、児童委員に対する社会的認知は高くないのが現実です。児童委員、主任児童委員がその役割を果たしていくためには、住民のみならず、関係機関の認知、信頼が不可欠であり、それは民生委員が児童委員を兼ねているからこそ担保されているといえます。

2. 児童委員活動の現状および課題

～これまでの「全国児童委員活動強化推進方策」を踏まえて

(1) 児童委員活動の現状 (略)

(2) 今後に向けた課題

上記および全国の関係者から寄せられる声を踏まえると、児童委員活動、また民児協における子ども・子育て支援活動に関しては以下のような課題が挙げられます。

① 取り組みの地域差および分野別の差異

- 民児協による子どもや子育て家庭への支援の取り組みの実施率は、(中略)都道府県ごと、またそれぞれの都道府県・市区町村ごとにも差異があるといえます。

○(前略)子育て家庭等への訪問や通学路の見守り、子育てサロン等の取り組みは比較的多くの民児協において実施されている一方で、子どもの健全育成に関する取り組みは実施率が全国の民児協の半数程度にとどまっており、活動の分野ごとに取り組み状況にも差異がみられます。

②子育て家庭への関わりの難しさ

- 核家族化や共働き世帯等の増加といった社会変化のなかで、昼間家にいない家庭やオートロックマンション等の集合住宅の増加により、子育て家庭への訪問に苦勞していることが指摘されています。
- また、男性委員からは、子育て家庭への訪問や子育てサロン等における母親への関わり方に悩むといった声も聞かれます。

③民児協組織内での課題

- 地域における子どもや子育て支援の取り組みにあたっては、民児協が組織的に取り組んでいくことが大切ですが、一部には、子どもや子育て家庭への支援を主任児童委員任せにしている状況があるとされます。

④「児童委員」としての認知度の低さ

- 「28年調査」※においても、地域住民の(中略)認知度は低く、住民の信頼、関係機関からの適切な理解に基づく積極的な活動を困難としている要因ともなっています。

⑤地域における関係機関との連携状況

- 「28年調査」によれば単位民児協会長の認識として、関係機関との連携状況については、「強く連携できている」機関としては、地域包括支援センターが約5割、市町村社協約4割に対し、「小・中学校」は25.7%、保育所・幼稚園、保健所、地域子育て支援センターは約1割、さらに「児童相談所」は3.6%と選択項目のなかで最低値となっています。
- また、「協働・協力によって関係機関が単位民児協にとって重要な支え手になっているか」との設問においては、「非常に役に立っている」が、小中学校26.3%、保育所・幼稚園、保健所、地域子育て支援センターが約1割、児童相談所は8.3%にとどまっています。行政や社協が5割、地域包括支援センターが6割を超えていることに比して、子どもに関する機関・団体は低くなりました。(以下略)

※平成28年全民児連実施の全国モニター(民生委員・児童委員および単位民児協)調査

(3)「全国児童委員活動強化推進方策」に基づく取り組み経過

全民児連では、平成12年以来、「全国児童委員活動強化推進方策」を継続して策定しています。一つの方策の取り組み期間は約3年から4年であり、それぞれの時代にあわせた取り組み課題を提示してきました。

(中略)

○積み重ねてきた実績、さらに「100周年方策」を踏まえ、児童委員制度70周年を契機に、児童委員活動のさらなる充実をめざし、今後の活動の重点を以下のとおり定めます。

3. これからの児童委員活動の重点

(1) これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されること

今日、地域社会や家族・家庭の姿は変化し、子どもや子育て家庭をめぐる状況は一層複雑かつ多様化しており、それとともに児童委員に寄せられる期待も大きくなっています。ここでは、これからの児童委員活動および児童委員協議会としての民児協活動に期待されることについて記します。

① 家庭全体を視野に入れた支援

○たとえば児童虐待や子どもの貧困などの課題の解決のためには、子どもと保護者、双方に対する相談支援を行なっていくことが必要です。また、「子は親を映す鏡」といわれるように、児童委員として子どもと関わるなかで、その家庭の課題を把握する、また民生委員として高齢者の訪問をした際に、孫に関する相談を受けるといった事例も少なくありません。子どもをめぐる課題と家庭全体の課題は不可分であることを意識し、親子、家庭全体への相談支援を考えていくことが大切です。

② 継続的な見守り

○保育所や小中学校などは、その子が卒業してしまえば基本的にその関係は切れてしまいます。しかし、地域で共に生活する児童委員は、同じ地域住民として、その子の育ちを継続的に見守り、関わり続けることができます。子どもの育ちとともにその家庭を継続的に見守り続けていくことも民生委員・児童委員だからこそ可能なこととして期待されます。

③自らが「子育て応援団」となり、さらに応援団を増やしていく

- (前略) 今後は、より自然体で、地域に暮らす子どもやその保護者にとって、身近な「**地域のおじさん、おばさん**」、「**人生の先輩、子育ての先輩**」として寄り添っていくことが期待され、それが信頼や、悩み事・困り事がある場合の相談にもつながると考えられます。
- (前略) 子育て家庭同士が知り合うきっかけを作ったり、必要な施策に関する情報を提供すること、さらに必要に応じてその家庭を支援に結びつけることも重要です。
- 「子は親を映す鏡」であると同時に「**子どもは社会を映す鏡**」です。(中略) **子どもが豊かに育つことができるまちは、すべての地域住民にとって生活しやすいまちであるといえます。**地域の人びとに働きかけ、子育て応援団を増やしていく取り組みも期待されます。

④児童委員協議会でもある民児協としての組織的活動の推進

- 「**児童委員の活動要領**」には、民生委員協議会(単位民児協)ごとに児童委員協議会を組織すべきことが明示されて(中略)います。つまり、**民児協は民生委員協議会であると同時に児童委員協議会**であり、そのことを委員1人ひとりが意識することが大切です。
- (前略) 一部には、子育て支援等の活動を主任児童委員任せにしている民児協もあるとされますが、主任児童委員と区域担当児童委員の連携した活動なしには子どもをめぐる課題の解決は難しいことを関係者すべてが意識する必要があります。
- (前略) 児童福祉法に明記されているように、主任児童委員も区域担当児童委員と一緒にあって、必要に応じて個別ケースに関わっていくことが期待されています。

⑤地域住民や幅広い関係者への児童委員、主任児童委員としてのPR

- こうした活動を進めていくためには、**地域住民や関係者の理解、信頼が不可欠**といえます。そのためにも、民児協として児童委員制度やその活動への理解の促進のため、**継続的なPR活動に取り組むことが大切です。**

(2) 今後の児童委員活動の重点

- 児童委員制度創設から70年、社会や子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。そうしたなかにあって、子育てや子育ての安心・安全を支えていくため、児童委員および民児協には大きな期待が寄せられています。
- そこで、今後10年間の活動においては、以下の4項目を重点として、全国の民生委員・児童委員、民児協関係者がその力を合わせ、取り組んでいくこととします。

< 今後の児童委員活動の重点 >

- 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる
- 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める
- 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える
- 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

- 以下に、各重点の趣旨および考えられる取り組み例を紹介します。なお、具体的な取り組みを進めるにあたっては、それぞれの地域性やその実情を踏まえた活動としていくことが期待されます。

社会や子どもを取り巻く状況が大きく変化しているなかにあって、子育てや子育てを支えていくため、児童委員および民児協には大きな期待が寄せられています。

次頁以降では新たな「児童委員方策2017」の重点を紹介しますが、その内容は全国的視野に立って整理されたものです。

具体的な取り組みにあたっては、地域の実情を踏まえた「わがまちならでは」の活動を展開していくことが期待されます。「100周年方策」においては、実効性ある取り組みに向け、都道府県・指定都市、市区町村ごとの「地域版 活動強化方策」の策定を呼びかけています。ついては、「地域版活動強化方策」の策定にあたっては、この「児童委員方策2017」でお示ししている重点を踏まえ、児童委員としての活動についても具体的、かつ一体的に盛り込んだものとして作成し、その推進を図っていくことが期待されます。

子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

〈趣旨〉

- 今日、地域におけるつながりの希薄化や核家族化の進行、共働き家庭の増加等により、周囲に頼れる人がいない環境で子育てをしている保護者(親)や、学校・家庭以外で大人と関わる機会が乏しい子どもが少なくありません。地域で暮らすすべての親子が、笑顔で生活を送ることができるようにするためには、地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていくことが必要です。
- 児童委員、主任児童委員は、日頃から学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等を通じて、地域の子どもたちの「身近なおとな」となれるような関係づくりを進めることが期待されます。
- さらに、自らが「地域の子育て応援団」となり、子育て中の保護者に対し、たとえば「子育てサロン」や「子育てひろば」などの情報提供を行なうとともに、自らも子育てサロンに参加するなどにより、子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となっていくことも期待されます。

【考えられる取り組み例】

- ❖ 登下校時の通学路での見守りや声かけ運動の実施、またさまざまな形で学校行事や授業等へ積極的に参加することで、子どもたちに自然に顔を覚えてもらい、「地域のおじさん・おばさん」として、声をかけやすく、またかけられやすい関係性を築きましょう。
- ❖ 放課後や夜間の「居場所づくり」事業の実施や協力等を通じて、子どもたちと継続的に関わることで信頼関係を築いていきましょう。子どもたちが悩みや課題を抱えたときには、相談相手となることも期待されます。
- ❖ 市区町村社協や子育て支援活動を行なうボランティア団体等と連携した「子育てサロン」の開催、産後の母親や子育て中の保護者へのレスパイト事業(子どもを一時的に預かり、保護者の息抜きやリフレッシュを図る事業)や「子育てひろば」等に関する情報提供を行なうことで、子育て中の親同士をつなぎ、子育て家庭の孤立防止を進めましょう。
- ❖ 市区町村、保健所・保健センター等と連携し、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や健診未受診家庭への訪問、母親教室・父親教室、両親学級等への協力を行なうことで、出産前から出産後まで、切れ目のない支援に協力していきましょう。

子どもや子育て家庭に、地域には支えてくれる、頼れる存在がいることを伝えていきましょう。

例 地域行事への参加



地域の伝統行事への参加

写真提供：
三重県鈴鹿市南部地区民生委員児童委員協議会

町内会等が行なうラジオ体操や地域のお祭り等の行事へ継続的に参加することで、子どもたちと自然に顔見知りになることができます。

このように、民児協として特別の企画を行なわなくても、地域ですでに行なわれている行事等に積極的に参加することも有効です。また、これにより地域のさまざまな団体との関係を構築することにもつながります。

まず顔見知りになり、次に話ができる関係が築ければ、子どもや子育て家庭が安心して地域行事に参加できるようになることも期待されます。

例 妊娠期から児童委員を知ってもらう



赤ちゃん訪問

写真提供：
和歌山県田辺市秋津谷地区民生児童委員協議会

転勤などにより、知人がいない地域で子育てを行なう保護者が増えています。それだけに出産や子育ての不安や負担、孤立感を軽減できるよう、妊娠期から地域のつながりを感じてもらう活動が期待されます。母子手帳交付時に児童委員、主任児童委員を紹介するカードを一緒に渡したり、保健所と連携して乳幼児健診の後に保護者に声をかけ、児童委員を紹介する冊子を配布しながら話しかける活動を行なっている民児協もあります。

子どもが誕生した家庭に絵本や手作りのスタイ(よだれかけ)などをもって訪問し、地域の子育て支援に関する情報を提供したり、PRカードを渡すことによって、以後の相談のきっかけをつくっている例もあります。

子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

〈趣旨〉

- 核家族化の進行や人間関係が希薄化するなか、子育て(家庭)を地域として支えていくことが重要となっています。また、交通事故や犯罪被害などから子どもを守り、その健やかな育ちを支えていくためには地域全体で子どもを見守っていくことも大切といえます。
- 民生委員・児童委員は率先して「子育て応援団」となり、地域住民をはじめ学校や自治会・町内会、子ども会、児童館、ボランティア団体等と連携・協力し、子育て支援や見守り、健全育成活動などに積極的に取り組むことが期待されています。また、地域住民への呼びかけ、働きかけを行なうことで、地域の「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めることも役割といえます。
- とくに、平成29年4月から、社会福祉法人の地域貢献活動が責務化されたことから、福祉施設と連携・協働した取り組みも意識しましょう。

【考えられる取り組み例】

- ❖ 児童館やボランティア団体等と連携し、昔ながらの遊びの伝承や世代間交流、居場所づくりを進めるとともに、広く参加の呼びかけを通じて、子どもと地域の大人との関係づくりを進めましょう。
- ❖ 子どもや子育て家庭が地域のなかで見守られていることを実感できるよう、民児協として地域住民同士が声をかけあう「一声運動」や「挨拶運動」の実施を広く地域の人びとに呼びかけましょう。
- ❖ 子どもたちと共に地域の危険箇所等や災害時の避難経路等を示した「安全マップ」の作成や防犯・避難訓練などを通じ、子ども自身が自らを守る力を高めるとともに、地域において子どもの安全を守る取り組みを進めましょう。
- ❖ 小中学校、教育委員会と連携し、いわゆる「子ども民生委員」などの体験活動の実施、また自治会や子ども会等と協力し、お祭りといった地域行事に子育て家庭や子どもたちへの参加を呼びかけること等を通じて、子どもやその保護者に、自らも地域を担う一員であることを感じてもらう機会を作っていきましょう。
- ❖ 地域の福祉施設を会場とした子ども食堂や学習支援事業等の開催を通じて、社会福祉法人との積極的な連携・協働を図るとともに、「子育て応援団」の仲間を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めましょう。

各地の
実践から

委員一人ひとりが「子育て応援団」となって、多くの子どもや子育て家庭とふれあうことをめざしましょう。

例 子育て・子育てを支援する関係者との連携



児童館での小学生との交流

写真提供：
仙台市宮城野区鶴ヶ谷西地区民生委員児童委員協議会

児童館や子育て支援センターなどの施設をはじめ、地域には子どもの健全育成や子育て支援を行なうさまざまな「場」があります。こうした場でのイベント情報は、学校や幼稚園・保育所等を通じて知らせが配布されることもあり、子どもにとっても保護者にとっても身近な存在といえます。

配置されている職員はさまざまですが、児童厚生員や保健師など、子どもや子育て家庭を支援する専門職が配置されているところもあります。

民児協として、こうした施設等の活動に参加することを通して、たとえば子どもたちと昔遊びをするなど、自然な交流をしながら関係を深め、何かあった時は専門職と連携した対応につなげることができます。

例 あいさつ運動



登下校時の見守り

写真提供：
神奈川県二宮町民生委員児童委員協議会

登下校時の通学路での見守りや声かけ活動は、子どもたちと顔の見える関係づくりとともに、犯罪抑止の効果があります。

子どもたちが身近な大人に悩みを話すことができず、孤立してしまうケースは少なくありません。親や教員とも異なる立場で、子どもの思いを受け止める存在は大切といえます。地域の人に見守られている安心感を与えるとともに、親しい関係を築くなかで抱えている悩みを打ち明けてくれる場合もあります。

あいさつ運動は、相手が子どもだけでなく、大人であっても、誰かに「気にしてもらっている」と感じることができ、孤立防止にもつながる活動です。

課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

〈趣旨〉

- 今日、さまざまな課題を抱えながら、周囲に助けを求める「声を出せない」、また「声を出さない」親子も少なくなく、そうした親子(家庭)を早期に把握し、支援につなぐことが課題の深刻化を防ぐためにも重要となっています。
- そのためには、民生委員・児童委員として、地域の子育て家庭と日頃から積極的に関わっていくとともに、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりが期待されます。
- 課題を抱える親子を把握した際には、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが適当です。

【考えられる取り組み例】

- ❖ 市区町村、保健所・保健センター等と連携した「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」や健診未受診家庭の訪問、また乳幼児健診時の出張相談会の開催等を通じて、課題を抱える親子の早期把握につなげましょう。
- ❖ オレンジリボン等のグッズを活用し、虐待に関する地域住民への啓発活動を進め、「気になる家庭」について住民から積極的な情報提供を得られるよう、地域住民との関係構築を進めましょう。
- ❖ 学校教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの定期的な情報交換会等の開催を通じて、気になる子どもの情報共有を進め、適切な役割分担の下での支援につなげていきましょう。
- ❖ 要保護児童対策地域協議会においては、地域社会をよく知る民生委員・児童委員だからこそ可能な発言、提案を積極的に行なっていきましょう。
- ❖ 社会的養護施設(児童養護施設等)との連携のもと、施設から家庭に戻った子どもを継続的に見守り、その育ちと地域生活を支えましょう。
- ❖ 不登校の子どもたちが日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができる居場所づくりへの協力や情報提供を行ない、不登校の子どもの育ちを支えましょう。
- ❖ 低所得世帯の子どもたちの支援のため、社協やボランティア団体等と連携し、居場所づくり、学習支援や子ども食堂の実施、フードバンク活動の推進、およびその利用が期待される子どもや保護者への呼びかけなどに取り組みましょう。

各地の
実践から

児童委員は身近な相談相手であり、いつでも子どもや子育て家庭を見守っていることを伝えていきましょう。

例 オレンジリボン活動



大学生と連携したオレンジリボン啓発活動

写真提供：
相模原市民生委員児童委員協議会

オレンジリボン運動は、子どもの虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。この運動を通じて、多くの人々が虐待に関心を持ち、虐待のない社会を築くことをめざしています。毎年11月の児童虐待防止推進月間に、行政や社会福祉協議会等と連携して地域のイベントや街頭でオレンジリボンや啓発パンフレットを配布している民児協もあります。

多くの人々の参加を得て、オレンジリボンを手作りして配布したり、大学生と一緒に街頭に立って啓発活動を行なっている民児協もあります。こうした活動を通じて、地域には子育てを温かく見守っている人がいるということを伝えていくことも大切な活動です。

例 子ども食堂



学校の夏休み中の子ども食堂

写真提供：
大分県宇佐市宇佐民生委員児童委員協議会

「子ども食堂」は、貧困家庭の子どもへの支援のみをめざすものではありません。たとえば共働き家庭の子どもなどに対しても、みんなで食事をする喜びや、地域の大人が子どもの成長を喜んでいることを伝えるなど、地域と子ども、時にはその保護者をもつなぐ場となります。

公民館の調理室や福祉施設で開催するなどにより、幅広い関係者の連携のもとで、学習支援などと一体的に実施している地域もあります。さらに、レクリエーションを行なうなどし、子どもたちが楽しく、安心して過ごせる場となるよう工夫しているところもあります。なお、子ども食堂には、食事の提供ということで衛生面の留意が必要です。

児童委員制度やその活動への理解を促進する

〈趣旨〉

○児童委員や主任児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくためには、その基盤となる環境の整備が不可欠です。そして、環境整備には、主に民児協内の「内的環境の整備」と、住民の理解等の「外的環境の整備」があります。

○内的環境の整備としては、①「すべての民生委員が児童委員であること」の意識喚起を図る、②区域担当児童委員と主任児童委員の連携強化、③部会活動をはじめとした民児協内の活動推進体制の再検討、④新任委員や主任児童委員の活動支援、といったことがあげられ、民児協の機能強化が重要となります。こうした民児協内の取り組みについては、各民児協の委員数、委員の経験年数をはじめ、実情に即して考えていくことが適当です。

○一方、外的環境の整備としては、地域住民や関係機関等において、児童委員、主任児童委員の存在やその役割についての認知と正しい理解を進めていくことがなにより大切です。そのためには、学校行事や地域行事への積極的参加をはじめ、種々のPR活動を通じて、継続的に広報に努めていくことが重要です。

【考えられる取り組み例】

- ❖ 定例会において、主任児童委員からの報告の定例化や、児童委員活動に関する議題を必ず設けること等を通じて、各委員の意識啓発を図りましょう。
- ❖ 単位民児協・市区の連合民児協において、児童家庭福祉に関する部会・委員会の設置や研修の積極的実施を通じて、児童委員としての活動を積極的に進めるとともに、学習の機会を確保しましょう。研修の実施に際しては、全民児連が毎年発行している「児童委員活動の手引き」を活用した児童委員活動についての学び合いに取り組みましょう。
- ❖ 「民生委員・児童委員の日」、「同活動強化週間」や児童福祉週間、児童虐待防止推進月間等の取り組みを通じて、児童委員、主任児童委員の役割や活動の周知を進め、地域住民や関係者の理解を促進していきましょう。
- ❖ 継続的に小中学校の活動（授業、給食、体験活動等）に参加・協力することで、学校の教員や子どもたちに、児童委員について理解を広げましょう。
- ❖ 児童委員として協力が期待されている里親制度の周知等に関して、里親会と民児協との懇談会を開催する等により、お互いの理解を深めていきましょう。

各地の
実践から

子どもや学校関係者などとの継続的な関わりをもつことで、児童委員活動に対する理解を深めていきましょう。

例 「子ども民生委員」活動などを通じた児童委員のPR



小学生の1日民生委員体験

写真提供：
山梨県笛吹市民生委員児童委員協議会

学校と連携し、小中学生や高校生に「子ども民生委員」などの名称で民生委員と共に訪問活動などを体験してもらう取り組みをしている民児協もあります。高齢者世帯の訪問活動等を通じて幅広い世代の人びととふれあうことで、人への思いやりや人と人のつながり、支え合いの大切さを感じるとともに、自分の生活している地域を大切に思う心を育てることにつながります。

活動後、家庭で保護者にその体験を話すことで、多くの人びとが民生委員の存在意義や必要性を理解するきっかけになっている場合もあります。この取り組みを「民生委員・児童委員の日」にあわせて行なうことで、児童委員制度やその活動への理解を促進することも期待されます。また、福祉教育の一環として行なうことで、民児協と学校との連携を深めることにもつながります。

例 学校活動への継続的な参加・協力を通じた関係づくり



給食を通じた子どもたちとの関係づくり

写真提供：
浜松市中区曳馬南民生委員児童委員協議会

子どもたちと一緒に給食を食べたり、授業のサポートや体験活動への協力を行なうなど、学校におけるさまざまな活動に協力していくことで、子どもたちと自然と顔の見える関係を築くことにつながります。また、学校としても課題を抱える子どもに地域で活動する児童委員と役割を分担して対応できることで、負担の軽減や効果的な支援につながることを感じてもらえます。

さらに定例会を学校で行ない、定例会後に学校の教員との情報交換の場を設ける活動を行なっている民児協もあります。学校との継続的な関係づくりは、学校との信頼関係の構築だけでなく、すべての民生委員が児童委員であることの意識啓発にもつながります。

(参考) 児童委員活動を進めるうえで知っておきたい地域の資源

児童委員活動は、地域にあるさまざまな社会資源(機関、団体、サービス等)を把握し、連携しながら進めていくことが大切です。ここでは、児童委員活動を進めるうえで知っておきたい地域の資源について紹介します。

(1) 子どもや子育て家庭の居場所提供等

地域には子育て中の保護者同士をつなぎ、孤立防止に取り組んだり、子どもの健全育成のための活動を行なっているさまざまな施設やサービスがあります。

子育てひろば、子育てサロン、子育て支援センター

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行なうため、国は「子ども子育て支援拠点事業」の実進を進めています。この取り組みのひとつが、子育てひろばや子育てサロン、子育て支援センターといった活動で、地域の集会所や児童館、公民館、子育て支援センター、商業施設内等で行なわれています。

児童館

地域において子どもに健全な遊びを提供してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設で、都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人等が設置しています。施設の規模によっては「児童センター」と呼ぶところもあります。

児童館には、児童厚生員と呼ばれる専門職がおり、子ども一人ひとりの状態を観察しながら遊びの支援を行なっています。

放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の人びとの参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供するものです。市区町村において、教育委員会の主導のもと、学校等において行なわれています。

※なお、類似の名称で、「放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」があります。これはいわゆる「学童保育クラブ」のことで、保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学生に対し、遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

(2)子育て家庭を支えるサービス

知人や頼れる存在がない子育て家庭を支援するため、子育て中の保護者を支える以下のようなサービスもあります。

レスパイトケア

「レスパイト」には、休息、休養という意味があります。レスパイトケアとは、乳幼児や障がい児者、高齢者などの世話をする人が、一時的に解放されて休息をとれるようにするためのサービスです。

乳児のいる家庭に対するレスパイト事業は、市区町村が行なっている場合もありますが、保育所や乳児院などの施設が行なっているものや、産婦人科医院が行なっているものもあります。施設への短期入所のほか、自宅にヘルパー(名称はさまざま)が訪問し、家事や育児を支援するサービスを行なっている自治体もあります。

ファミリーサポートセンター(子育て援助家庭支援事業)

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する人と、援助を行なうことを希望する人とが相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行ないます。

援助活動の内容としては、保育施設までの送迎、保育施設の開始前後や学校の放課後、また保護者の病気や急用等の際の子どもの預かり等があります。ファミリーサポートセンターは市区町村が実施主体となっていることから、利用の照会先は市区町村の窓口やファミリーサポートセンターとなります。

ショートステイ(短期入所生活援助)、トワイライトステイ(夜間養護等)

一定の事由によって、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を預かるサービスです。

ショートステイとは、保護者の疾病や仕事等で児童の養育が一時的に困難となった場合、また育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等に伴う身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を一時的に預かるものです。

トワイライトステイとは、保護者が仕事等の理由によって平日の夜間や休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難となった場合や緊急時等に、その児童を保護して生活指導、食事の提供等を行なうものです。

これらの事業は、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、ファミリーホーム等で実施されており、申し込みにあたっては市区町村の窓口にご相談します。

(3) 児童委員活動を進めるうえで相談・連絡先となる機関・施設

子どもや子育て家庭を支える専門職がおり、児童委員活動のなかでの相談先となりうる機関や施設です。

福祉事務所

福祉行政の総合窓口で、都道府県および市が設置しています(町村は任意設置)。住民のさまざまな相談支援を行なう社会福祉主事が配置されています。

児童相談所

18歳未満の児童に関する相談を受け、児童やその保護者への支援を担う児童福祉分野の専門機関です。都道府県・指定都市および一部の中核市に設置されており(平成28年4月1日現在、全国に209か所設置)、児童福祉司、児童心理司といった専門職が配置されています。

児童相談所が対応する相談は、養育、保健、心身障がい、非行、育成等広範であり、経済的事情による子どもの養育困難、子どもの障がい、さらには虐待などの相談にも対応しています。

母子健康包括支援センター

母子保健法に基づき、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する場とされ、「子育て世代包括支援センター」とも呼ばれます。平成28年の児童福祉法改正を経て、すべての市区町村に設置することが努力義務とされています。

センターの役割は、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整などにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供することです。

保健所、保健センター

いずれも地域において住民の保健、衛生、健康の中心的な役割を担う機関です。保健所は、都道府県等の広域での設置である一方、保健センターは市区町村ごとに設置され、より住民に身近なところで母子保健、老人保健の拠点としての役割を担っています。いずれも保健師が配置され、住民からの相談に対応します。

保健所では妊婦や乳児に対する健診や指導を実施、また市区町村保健センターにおいても母子保健業務を担っています。

児童家庭支援センター

児童虐待や不登校、発達障がい児等に対するケアなど、専門的な支援が必要な子どもや家庭に対し早期に支援を行なうため、市区町村の子ども家庭支援体制を補完する児童福祉の専門機関です。

全国の児童養護施設を中心とする児童福祉施設に設置(併設)されています。

母子生活支援施設

原則18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用する施設です。

さまざまな事情で入所した母親とその子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援しています。近年では、DV被害から逃れた母子が入所するケースも増加しています。

福祉事務所に、母子・母子家庭の相談窓口があり、母子生活支援施設の利用申し込みも、ここでの相談のなかで進めることになります。

児童養護施設、乳児院

児童養護施設では、親の離婚や病気、また不適切な養育を受けているなど、さまざまな事情により、家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳の子どもたちが生活しています。

一方、乳児院は、同様の理由により2歳未満の乳幼児を入所させ、その養育を担っています。

近年、両施設とも保護者からの虐待被害により入所するケースが多くなっていますが、親の病気や経済的な事情で養育が困難な場合に利用されることもあります。児童養護施設、乳児院への入所手続きは、都道府県等に設置される児童相談所が、公的責任のもとで行なっています。



(4) 児童委員活動を進めるうえで相談相手となる専門職

行政や学校をはじめとした関係機関には、子どもの成長を支えるさまざまな専門職が配置されています。

スクールカウンセラー

教育相談にあたる臨床心理士などの専門職で、不登校をはじめとする子どもの問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、子どもの悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係者と連携して必要な支援を行ないます。

スクールソーシャルワーカー

子どもたちに関するさまざまな情報を整理し、学校や教職員に加え、市区町村行政をはじめとする学校外の関係者とも連携を図りつつ、子どもたちの置かれた環境に対し、課題解決に向けた働きかけを行ないます。スクールソーシャルワーカーには、社会福祉士や精神保健福祉士など、福祉に関する専門的な資格を有している者、教員免許や心理に関する資格を保有している者が多く含まれています。

児童福祉司、児童厚生員、児童指導員

児童福祉司は子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが抱える課題や子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を把握して個々の子どもや家庭に最も効果的な支援により子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する役割を担う職員で、児童相談所に配置されています。

一方、児童厚生員は児童館等において、地域の18歳未満のすべての児童を対象に遊びの指導を行ないます。また、児童指導員は、児童福祉施設で生活する18歳以下の子どもたちの支援にあたる職員です。

母子・父子自立支援員

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、福祉事務所設置自治体の長が委嘱しているものです(身分は地方公務員)。原則、福祉事務所に勤務し、ひとり親家庭の母親や父親からの生活相談、就労相談等に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談や指導にもあたっています。